

税務相談室

贈与税

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 私は札幌市に居住している医師ですが、毎月、東京のP医大生である息子に教育費や生活費として、50万円前後を送金しています。息子の話によると、余った金を預金しているらしく、1年間で約200万円ほど蓄積したと言っています。また、息子はこの預金でゴルフ会員権を買うとも言っています。このような場合でも贈与税はかからないと考えてよいでしょうか。
2. 私の長男は、本年T医大の入試に合格しました。入学に際し、私が負担した入学金1,000万円には、贈与税がかかるのでしょうか。
3. 私の父が死亡し、親戚や知人から香典をもらいました。この場合、贈与税はかかりますか。

回答

1. 贈与税がかかる

親子、夫婦などには、お互いに扶養の義務があります。これら扶養義務者相互間で、生活費や教育費として財産が贈与された場合に、贈与税が課税されるのは適当ではありません。

そこで、扶養義務者から生活費、教育費に充てるために取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の非課税財産とされています。

注1 「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用(教育費を除きます)を言い、治療費(保険金などにより補てんされる部分を除きます)、養育費などを含みます。

注2 「教育費」とは、被扶養者の教育上、通常必要と認められる学資、教材費、文具費等を言い、義務教育費に限りません。

したがって、生活費、教育費として必要な都度、直接その目的のために贈与された財産には、贈与税はかかりませんが、ご質問のように、その財産を預貯金した場合、または株式や家屋などの購入代金に充てたときは、通常必要と認められる範囲を超えているものとして取り扱われ、贈与税がかかることに

なります。

2. 贈与税はかからない

贈与税は、金品の贈与だけではなく、無償で経済的利益を受けた場合にも課税されることとなっています。

ところで、ご質問の大学入学金ですが、あなたが負担した1,000万円は、子供が受けた経済的利益であるとは言えません。

なぜなら、具体的に1,000万円の収入を得ているのは、大学であるからです。

しかし、あなたが入学金を負担したことによって、子供は大学という勉学の間を与えられたこととなりますから、その意味では、利益を得ているわけでは

ありません。それでは、この勉学の間を与えられた利益を入学金1,000万円と同額に見積もることは合理的でしょうか。大学に入学するという事実はこの大学の学生でも同じことですから、入学金の額によって勉学の間を得る利益に較差が生じるのは、不合理といわざるを得ません。

このように、勉学の間を与えられた利益を金額的に見積もることは困難であり、また、贈与税の課税対象とするのは、一方で教育費を非課税としていることから適当ではありません。

そこで、子供の大学入学金を親が負担した場合であっても、現行では、子供に対して贈与税は課税しないことに取り扱われています。

3. 原則として、贈与税はかからない

社会生活を営む上で、また、慣習として金品を贈与することがあります。

例えば、香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物や見舞などがそうですが、これらは法律上、贈与によって取得したものとなります。

しかし、このような社交上必要とされるものを贈与税の課税の対象とすることは、適当ではありません。

そこで、贈与者と受贈者との関係等を考慮し、常識的な範囲内であると認められるこれらの金品の贈与については、贈与税は課税しないことに取り扱われています。

もちろん、これらの名目を形式的に利用した贈与や不当に多額の金品の贈与など、この取り扱いをすることが適当でない場合には、贈与税がかかることになります。

ご質問の場合の香典は、常識的な範囲内であれば贈与税はかからず、所得税についても課税されません。

なお、生前の勤務先から弔慰金の名目で受け取った金品などについては、一部が退職手当金等とされ、相続税の課税の対象とされる場合があります。